

- 1 ただし、法人の運営状況等を鑑み、やむを得ない事由があるときは報酬額の変更や支給を行わないことができる。

(理事長、理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により月額報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

但し、日当については業務当日分とし移動日（上京及び帰島日）は、2,000円とする。

- 3 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

但し、日当等については、第2項と同様とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支払うことができる。

但し、法人又は施設が運営する諸行事等に参加する際の旅費は支給しない。

- 2 旅費は、実費を支給するが、目的地への最短距離により計算する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 車賃は、別表のとおり支給するが、その状況等によりその額以上の場合は増額分を支給することができる。
- 5 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。その他、2項と同様とする。
- 6 船賃は、島民割引運賃の1等運賃を支給するが、状況等によりその額以上の場合は増額分を支給することができる。
- 8 鉄道賃は、急行券、特急券、寝台券等を支給することができる。
- 7 航空賃は、実費を支給する。
8. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

1. この規程は、平成16年7月1日から適用する。